

今年度の改正・ 来年度の改正の留意点

<資料1>

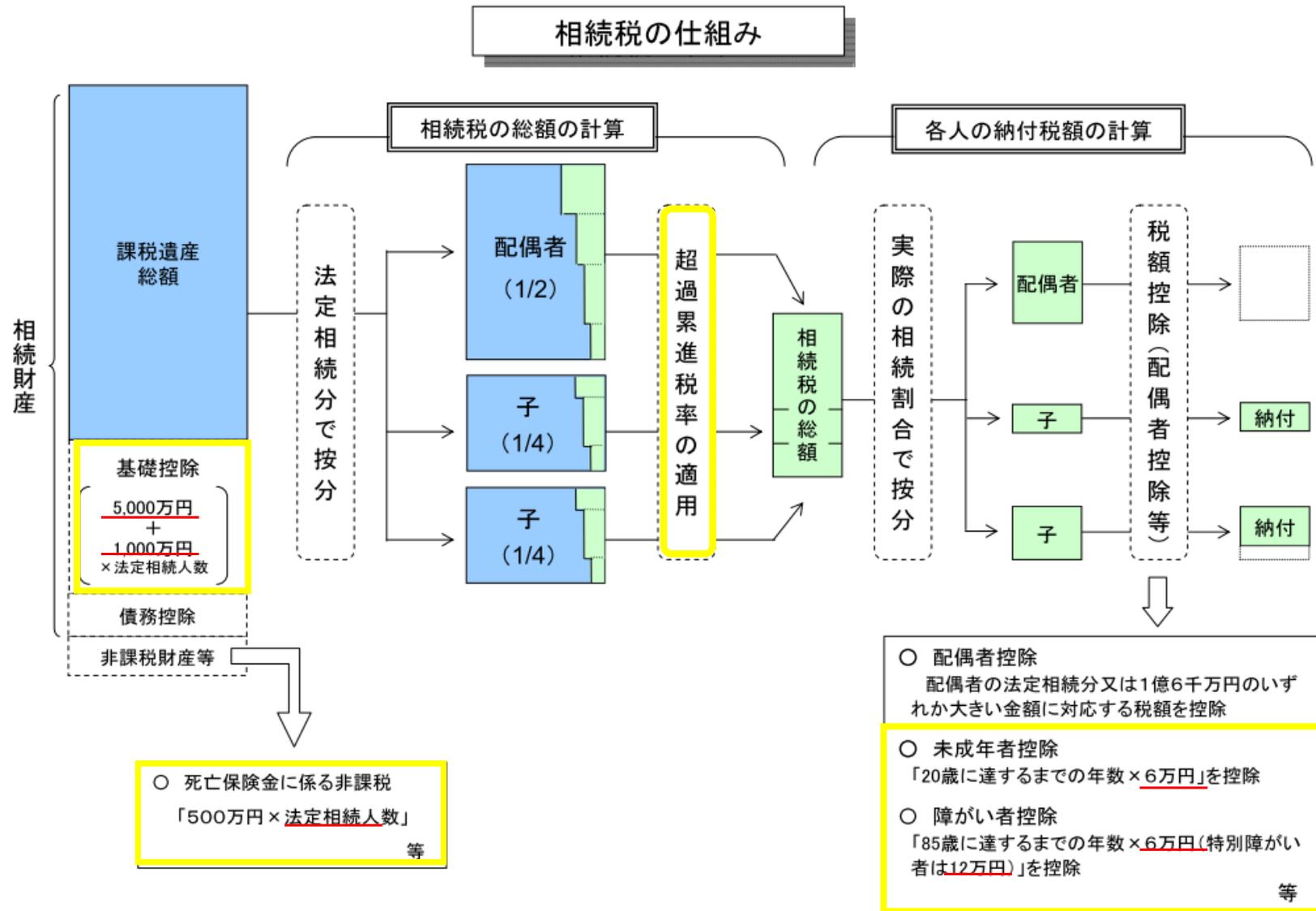
税理士法人 カインズ

代表社員・税理士 北秋 勝己

平成24年10月14日

主催：全国司法書士女性会

■ 現行の相続税の仕組み



■ 今回の相続税の改正により影響が考えられるもの

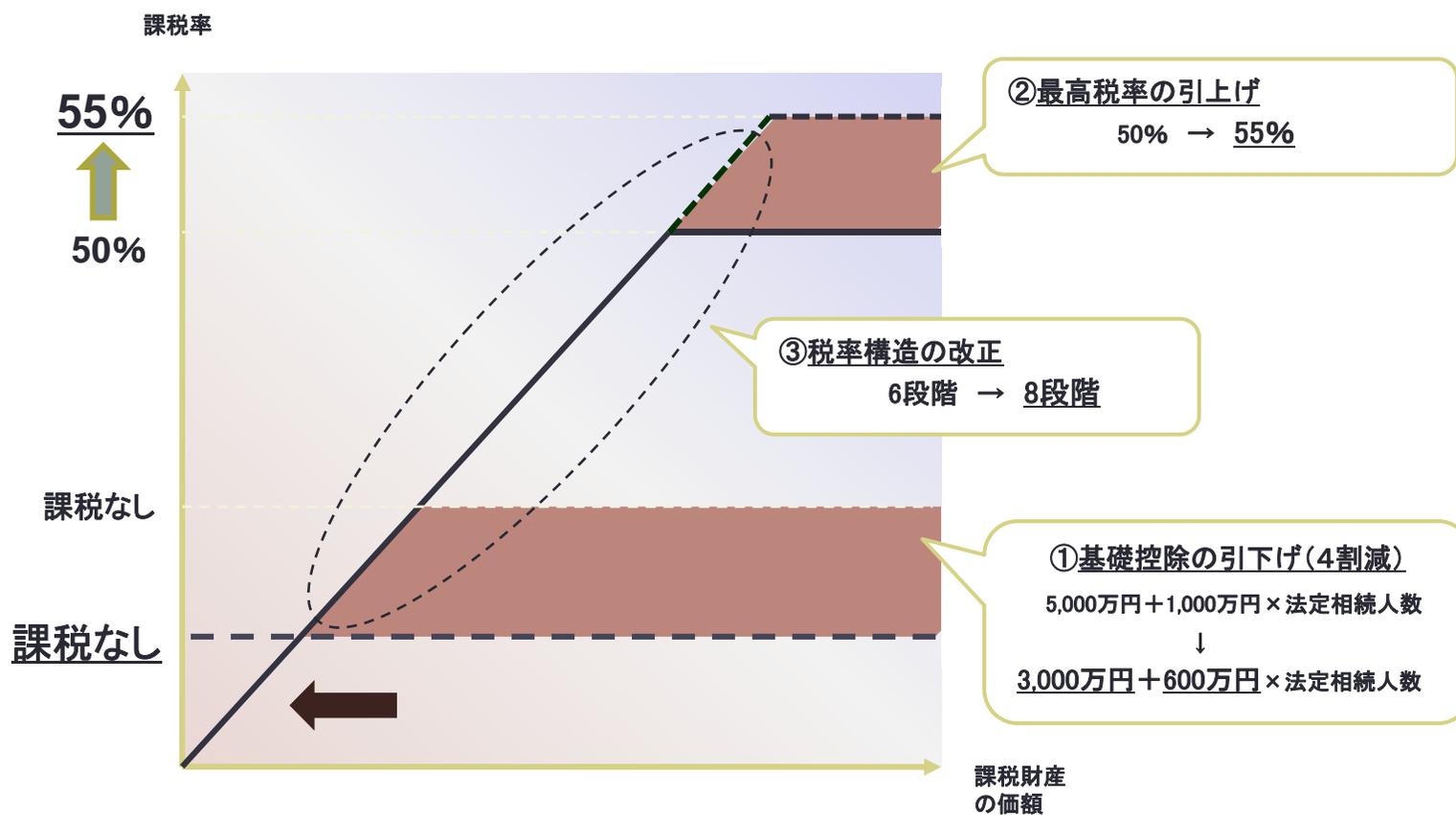
＜社会保障・税一体改革案＞

- ・基礎控除引き下げによる増税が厳しい。
- ・特に2次相続（残された配偶者の相続）に影響大となる。
- ・財産の多い人には最高税率50%が55%へ増える。
- ・暦年贈与を含めた相続税対策を実行する人が増える。

■ 相続税の改正案の概要

相続税は、①基礎控除の引下げ、②最高税率の引上げ、③税率構造の改正等により課税強化の方向

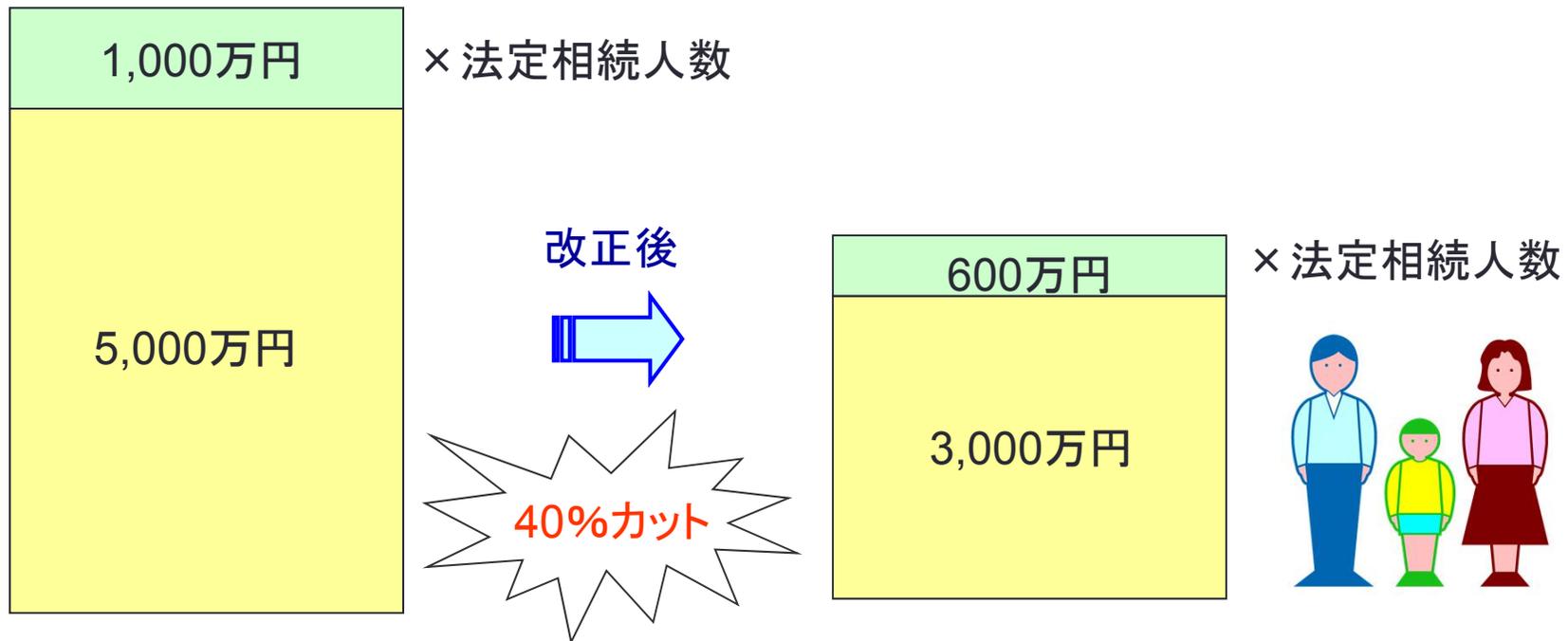
※平成27年1月1日以後に発生する相続または遺贈について適用(?)



■相続税の基礎控除の引き下げ(増税)

〔改正内容〕

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税より適用(?)



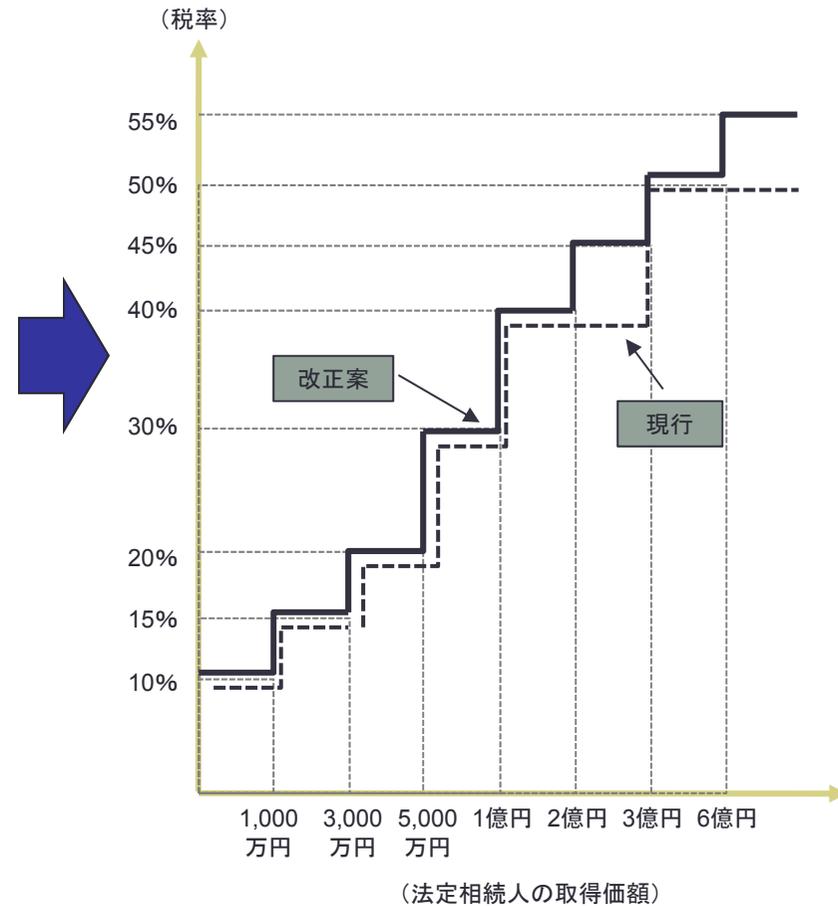
用語の意味:基礎控除額とは相続税を課税する最低課税ラインを定めている限度額のこと

■相続税の改正案の内容(税率構造の改正・最高税率の引上げ)

＜税率構造の改正・最高税率の引上げ＞

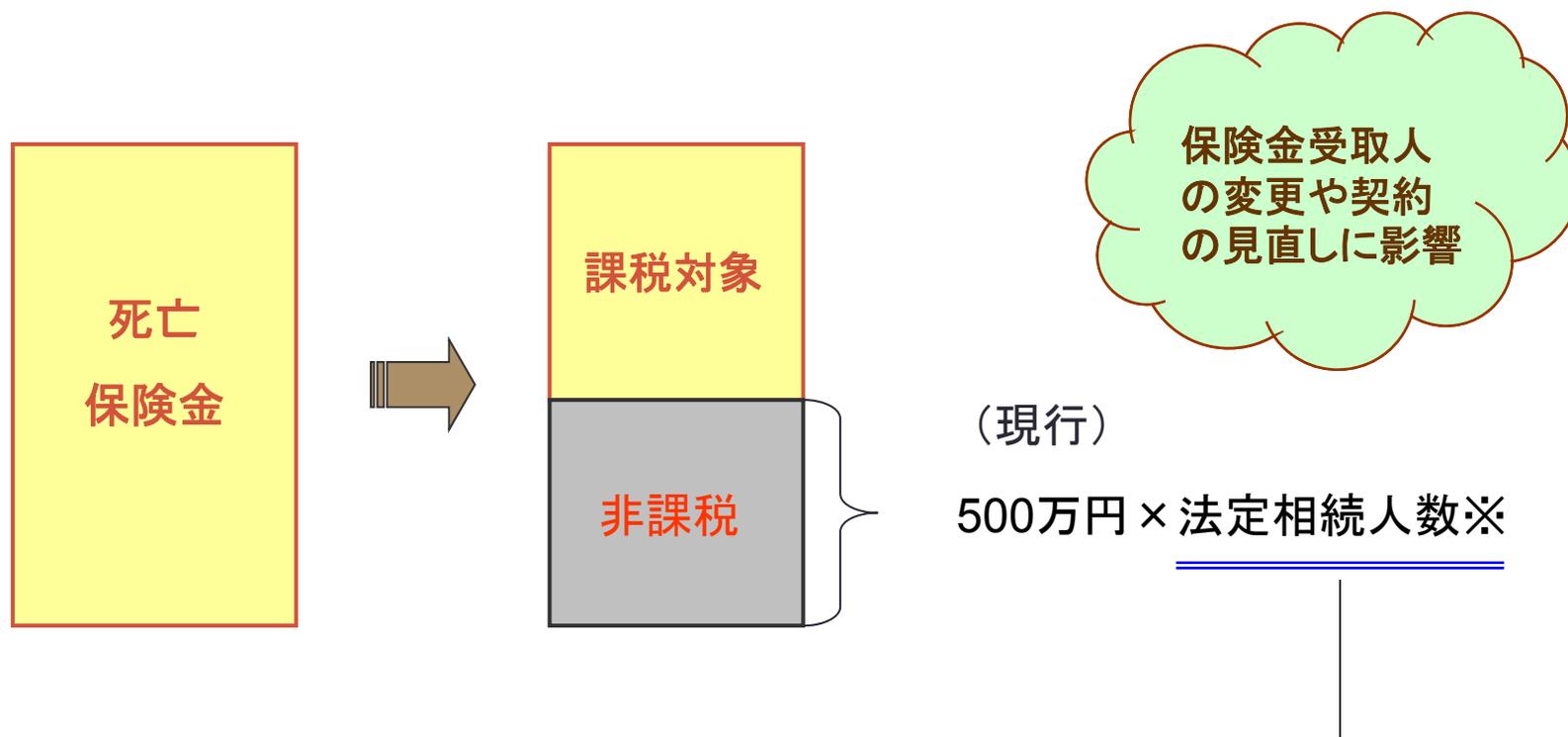
法定相続人の 取得価額	現 行		改正案	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

＜左表の現行・改正案＞



■死亡保険金の非課税限度額の制限(増税)

平成27年1月1日以降の相続又は遺贈により取得する財産に適用(？)



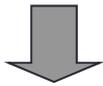
※対象者が法定相続人のうち、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者(配偶者など)に限定されることになった。

■未成年者控除額及び障害者控除額の引上げ(減税)

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用(?)

【未成年者控除額】

$6\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$



(見直し案)

10万円

【障害者控除額】

6万円(特別障害者:12万円)

$\times 85\text{歳に達するまでの年数}$



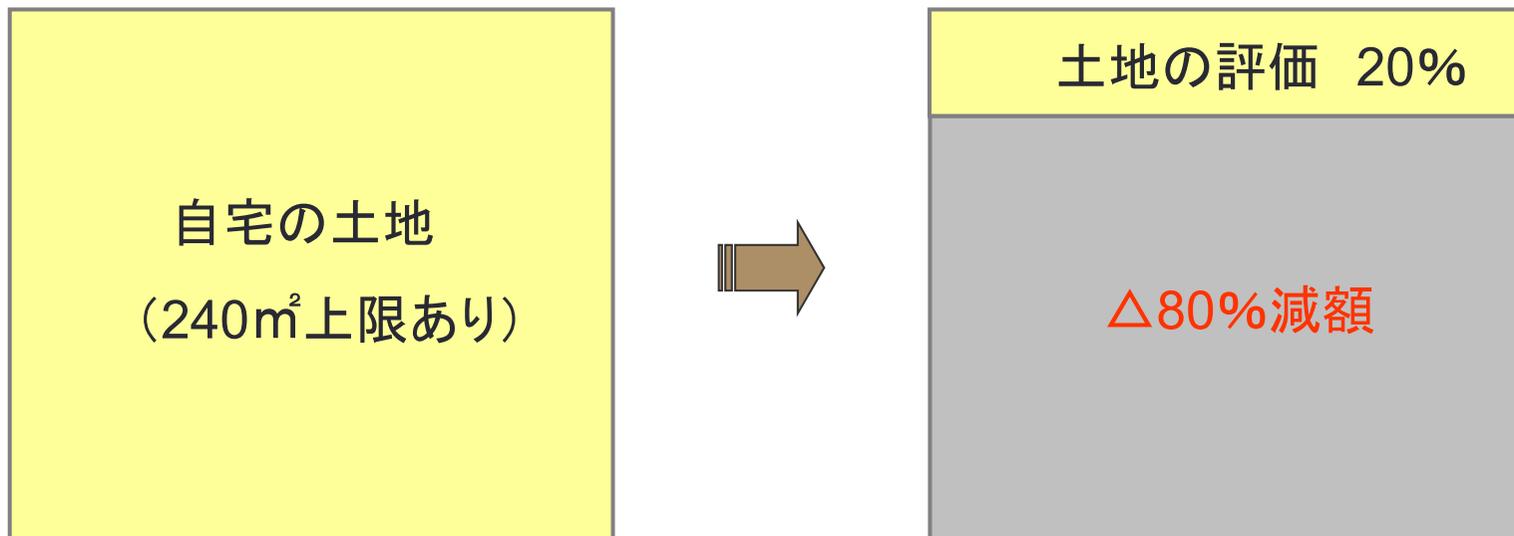
(見直し案)

10万円(特別障害者:20万円)

- 平成27年の相続税の増税案は単年度で考えるのではなく、平成22年の小規模宅地等の特例の改正と合わせて増税の影響を考える。

小規模宅地等の特例の減額 その1

残された相続人が相続税を支払うために自宅を売却することがないように、
自宅を保護するための税務上の特典



■小規模宅地等の特例の平成22年改正点(適用済)

改正前は死亡した方の自宅の敷地という事実だけで誰が取得をしても200㎡まで50%減額できた。

➡ 改正により200㎡まで50%減額は廃止

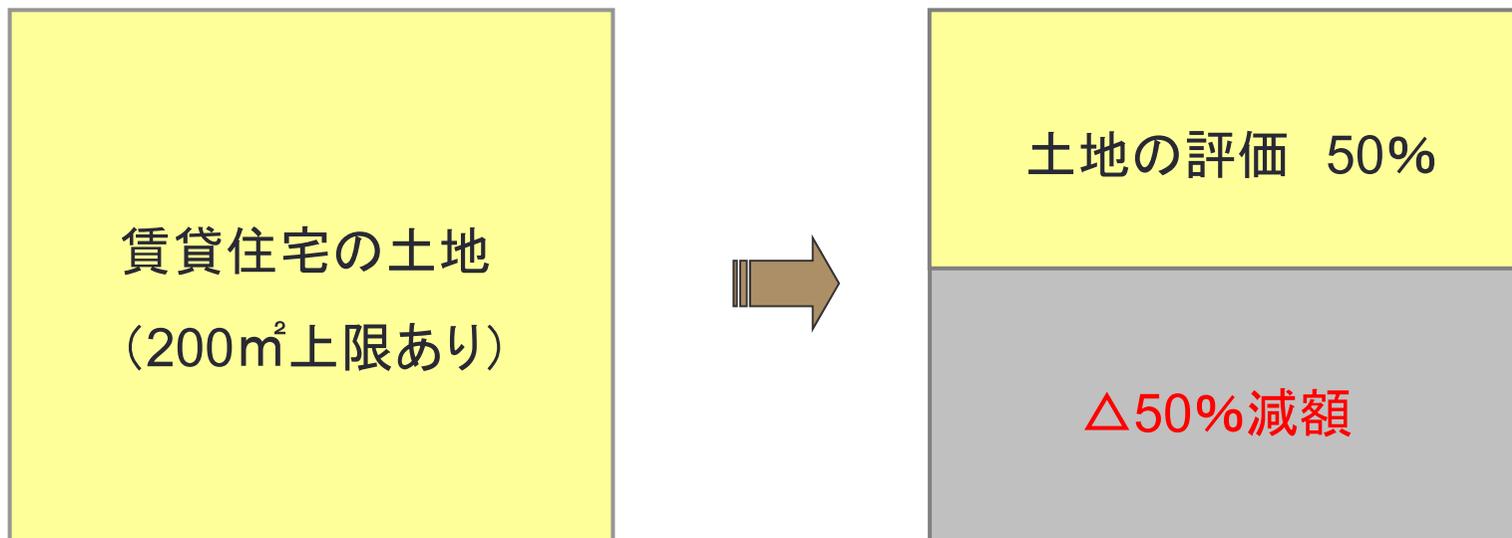
自宅の土地の取得者			居住要件	所有要件	H22.3.31まで	H22.4.1以降
					減額割合	減額割合
配偶者			継続要件なし	なし	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
同居している相続人 (同一生計親族の居住用も含む)			継続あり	申告期限 まで所有	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
			継続なし	申告期限 まで所有	200㎡まで 50%減額	減額なし
同居して いない相 続人	配偶者及び被相続 人と同居している 親族がないケー スで、別居相続人 が取得	本人及び配偶 者の持ち家に 相続開始前3年 間居住している。	なし	申告期限 まで所有	200㎡まで 50%減額	減額なし
		上記以外	なし	申告期限 まで所有	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額

■参考)小規模宅地等の特例の平成22年改正点(適用)

小規模宅地等の特例の減額 その2

不動産貸付用地を所有している相続人の生活の安定のために税務上の特典がある

～賃貸経営を続けることが要件～



平成22年の税制改正により賃貸経営の継続要件が追加されたが、相続開始後も賃貸経営を継続している事が多いため、改正による影響は少ないと考えられる。

■改正による影響額(現行:1次相続税)

夫が死亡、相続人は、配偶者である妻と子供2名(独立しており、障害なし)の計3名
相続財産は、自宅の土地(評価額7,000万円 240㎡)、建物評価額1,500万円、預貯金2,000万円、
保険金2,000万円(受取人子供)(債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする)

自宅の土地建物は妻が全部取得する。

基礎控除額8,000万円	
1,000万円 × 3名 = 3,000万円	
5,000万円	
小規模宅地等の特例の適用※ 自宅土地 △5,600万円	
土地	7,000万円 × 20% = 1,400万円
建物	1,500万円
預貯金	2,000万円
保険金	2,000万円 - 1,500万円 = 500万円
合計	5,400万円
課税遺産総額	5,400万円 - 8,000万円 = < 0
	相続税ゼロ

※小規模宅地等の特例適用のためには、相続税の申告書の提出義務あり

■改正による影響額(現行:2次相続税)

夫は以前死亡、妻に相続発生。相続人である子供2名は独立しており、それぞれ持ち家に居住している。
相続財産は、妻の自宅であった土地(評価7,000万円 240㎡)、建物評価額1,500万円、
預貯金1,000万円(債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする)

2次相続税の変化 0万円(21年)→275万円(22年改正後)

基礎控除額 7,000万円

1,000万円×2名
= 2,000万円

5,000万円

小規模宅地等の特例適用なし

22年3月31日までの相続 $\Delta 2,916$ 万円

22年4月1日以降の相続 $\Delta 0$ 円

土地	7,000万円
建物	1,500万円
預貯金	1,000万円
合計	9,500万円
課税遺産総額	$9,500$ 万円 $- 7,000$ 万円 = $2,500$ 万円
相続税額	275万円

自宅の土地を同居親族が取得するケースが増加することに伴い、金融資産が少ない場合には他の相続人への代償金の支払いのため銀行ローンを組むケースの増加が考えられる。

